

動物検疫所・動物医薬品検査所における諸情勢の変化に 対応した家畜防疫への貢献

小原健児[†]（前農林水産省動物検疫所長、
前農林水産省動物医薬品検査所長）



1 はじめに

最近、VUCAの時代などという言葉があるように、先行きが見通せない状況になることが通例となっており、置かれている現状に関する情報を収集・分析しつつ、柔軟に対応していくことが求められている。家畜衛生分野にお

いても、国内外での家畜の伝染性疾患のこれまでにない感染拡大など取り巻く諸情勢が刻々と変化している。これらの状況に適切に対応するためには、変化に応じた「柔軟かつスピード感を持った」対応が不可欠となっている。

本稿では、農林水産省において家畜衛生の実働機関である動物検疫所及び動物医薬品検査所の職務経験から、家畜防疫に焦点を当て、これら機関の最近の取組を紹介するとともに、今後の展望を考察したい。

2 動物検疫所・動物医薬品検査所を取り巻く諸情勢の変化

(1) 海外の家畜の伝染性疾患の状況

高病原性鳥インフルエンザが世界的に広くまん延するほか、国内への侵入が最も危惧される家畜伝染病の一つであるアフリカ豚熱（ASF）はアジア近隣諸国で急速に感染が拡大し、東アジアで発生していないのは日本と台湾のみとなっている。また、口蹄疫はインドネシアで30年ぶりに発生が確認されるなど、海外における家畜の伝染性疾患の発生状況は悪化している（図1）。

(2) 国内の家畜の伝染性疾患の状況

国内では、平成30年に清浄化された豚熱が26年ぶりに発生し、これまで85事例の感染事例が発生している。また、高病原性鳥インフルエンザについても令和2年度シーズン及び今シーズンの発生の頻発など、国内の家畜の伝染性疾患の発生状況はこれまで私たちが経験したことがない状況となっている。

(3) 人・モノの流れの増加

政府が立てた「観光先進国」に向けた2030年の訪日外国人旅行者6,000万人との目標のもとで2019年に3,000万人超まで増加した訪日外国人旅行者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく減少した。2022年春からの同感染症に関する水際規制の緩和により急速にわが国への入国者は回復し、本年1月現在で約150万人/月（コロナ以前比6割弱）に至っている。

また、わが国の輸出入の最近の動向としては、輸出数量はほぼ横ばい、輸入数量は微増となっているが、越境電子商取引の拡大に伴い税関の輸入許可件数は大幅な増加傾向にある。

(4) 動物用医薬品等の安定供給

ロシアがウクライナに軍事侵攻したことで全世界がさまざまな影響を受けている。特に原油価格の高騰と物流の停滞はあらゆる産業分野に打撃を与え、動物用医薬品等業界も例外ではない。食料安全保障の観点から国内の畜産産業の発展が喫緊の課題であるが、安定した畜産物の生産には、動物用医薬品等の安定供給が必須である。

3 動物検疫所・動物医薬品検査所における取組

動物検疫所及び動物医薬品検査所においては、上記の家畜衛生をめぐる諸情勢の変化に対し、適時的確に対応するよう、柔軟性・スピード感を持った対応を行っている。

(1) 動物検疫所

動物検疫所では海外における各種家畜伝染病の感染拡大やわが国への入国者の急増などの状況を踏まえ、家畜の伝染性疾患の侵入リスクに応じた効果的な水際防疫を進めるため、職員の知恵を結集し工夫を凝らしてさまざまな取組を進めている。

海外からの動畜産物の輸入は、生体、商用貨物、入国者が持ち込む携帯品、国際郵便物の形態がある。生体及び商用貨物による輸入は商業ベースで行われ、輸出国での検査を受け家畜衛生条件等に合致して輸入されるた

[†] 連絡責任者：小原健児（前農林水産省動物検疫所長、前農林水産省動物医薬品検査所長）
動物検疫所：〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 ☎045-751-5921

ASFの発生状況

2023年2月21日時点

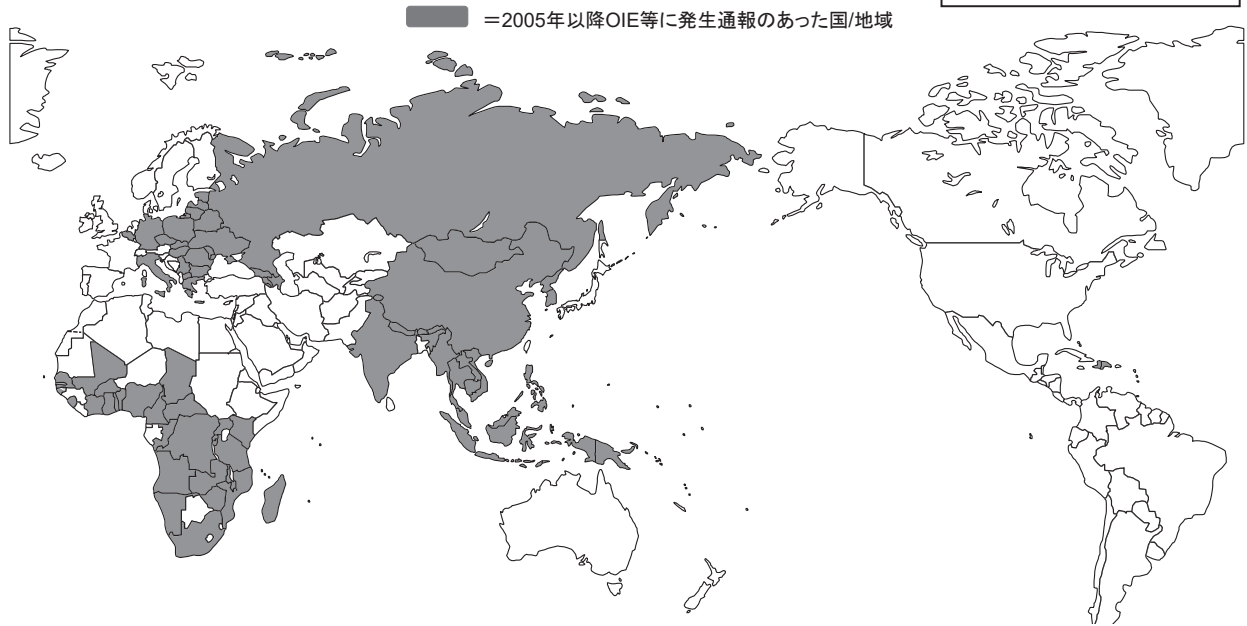


図1 ASFの発生状況

め、国内への家畜の伝染性疾病侵入リスクは低い。一方、わが国への入国者が持ち込む携帯品及び国際郵便物については、輸入禁止地域から輸出国で検査を受けていない物品の持ち込みなども多いため国内への家畜の伝染性疾病侵入リスクは高い。このため、動物検疫所では携帯品及び国際郵便物の検査を強化している。具体的な取組については以下のとおり。



コロナ禍後の国際便の就航再開時にはメディアに取り上げられやすいため、最近では生産者や関係団体、自治体とコラボした広報キャンペーンなどを行い、メディアを通じ、わが国畜産を守る取組をPRしている。

①戦略的な広報展開

わが国へ輸入できない畜産物の持ち込みを未然に防ぐことがまずは重要であり、海外への事前対応型広報活動を含めた積極的な広報を戦略的に展開している。

●海外での広報活動

わが国への入国者の出発地においては、現地のメディアや旅行代理店、在外公館等を通じた動物検疫に関する注意喚起や現地の空港カウンターでのポスター掲示、航空機内でのアナウンスなど、あらゆるチャンネルを活用して日本の動物検疫に関する情報の周知を行っている。また、悪質な畜産物持ち込みの違反者を逮捕事案につなげた場合には、当該情報を海外の多くのメディアに配信することにより違反者の抑止に努めている。

●国内での広報活動

国内では検疫探知犬キャラクター「クンくん」を効果的に活用しつつ、各空海港において各種広報ポスター（図2）などにより検査受検を周知している。



図2 県、JA、団体とのコラボポスター

②携帯品及び国際郵便物検査の効果的実施

1日数万人を超える入国者や国際郵便物で届く小包の肉製品等の持ち込みを漏らさずチェックするのは容易ではない。このため、動物検疫所は国内への家畜の伝染性疾病の侵入リスクの高い東南アジア等からの携帯品、国際郵便物に重点を置きつつ効果的な検査に取り組んでいる。

●検疫探知犬の活用

多くの荷物を迅速にチェックするには検疫探知犬の活用は欠かせない。動物検疫所では検疫探知犬を世界有数の頭数規模である140頭に増頭し、携帯品検査及び国際郵便物検査での畜産物の探知に活用している。

●増加する検査に対する検査実施体制の構築

入国者が急増し手荷物受け取り場に多くの人の滞留が常態化し、また畜産物を含む国際郵便物が常時輸入される中で、迅速かつ円滑な検査体制の構築は喫緊の課題である。

携帯品検査においては、検査場に配置される家畜防疫官、検疫探知犬・ハンドラー及び通訳等の検疫補助員を一元的に指揮するとともに、植物防疫の現場での連携を調整するフロアリーダーを配置して戦略的な検査を行っている。加えて、検疫探知犬が反応した荷物が検査を受けないまま通過することがないように荷物へのセキュリティタグの装着、違反者情報のデータベース化、検査カウンターでの携帯品所有者とのやりとりを効率化するための多言語通訳サービスや多言語タブレット（図3）を導入するなどICT技術の活用を進めている。

国際郵便物検査においては、日本郵政及び税関の協力の下で検査時間を拡大し365日検査体制を整えるとともに、検疫探知犬や家畜防疫官が効率的に検査を実施できるよう検査スペースの拡大も図っている。



図3 多言語タブレット

●検査の厳格化

違反畜産物の隠匿や反復した持ち込みを抑止するためには検査の厳格化対応が有効である。このため、令和2年度の法改正により強化した家畜防疫官の検査権限及び違反畜産物の廃棄権限の付与、輸入検査に関する罰則強化のもとで積極的な開披検査に取り組み、悪質違反者に対しては警察と連携して逮捕事案につなげている。

また、厳格な検査の実施に当たっては、家畜防疫官の資質向上が重要であるため、警察の協力のもとで口頭質問等に関するスキルセットの向上に取り組んでいる。

③その他

上記の各種取組と併せ、検疫全般においてリスクベースでの検査体制構築に向けた検証を進めており、たとえば、商用貨物で輸入される畜産物検査の検査体制の効率化・合理化を行っている。これにより、動物検疫業務全体の人的資源・予算の再配分を進めている。

(2) 動物医薬品検査所

動物医薬品検査所では動物用医薬品の承認やワクチン等の検定、動物用医薬品に関する調査研究などの職務を通じ、「安全で高品質な動物用医薬品の安定的な供給」に貢献している。最近では、頻発する各種の家畜の伝染性疾病に対応し、防疫・診療等の現場で必要となる動物用医薬品を素早く届けるため、スピード感・柔軟性を持った対応を行っている。

①動物用医薬品の承認審査の迅速化

近年、医薬品・医療機器等法に基づく人用医薬品・動物用医薬品の承認スピードが批判されているが、動物医薬品検査所では動物用医薬品の承認審査の迅速化に向け、関係府省との同時進行での審査や資料提出の弾力化などに取り組み、行政側で処理する期間の上限（標準事務処理期間）を大きくクリアする状況となっている（表）。

表 すべての動物用医薬品の審査期間
（標準処理期間（行政側期間）：12ヵ月）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
承認件数	208	243	305	281	252
審査期間 (80% タイル値)	行政側 期間(月) 11.7	13.2	13.9	10.0	7.2
総審査 期間(月)	16.6	20.0	20.4	20.7	15.0

②動物用ワクチン検定の合理化

動物用ワクチンは微生物を主剤とし、製造ごとに抗原量等にバラツキが生じやすいため、ロットごとに製造規格等に合致していることを検定で確認する必要がある。検定の仕組みを最新の科学的知見を活かした合理的なものにするため、これまで製造業者が行う最終製品の品質管理試験の一部省略や試験項目の絞り込みを実施してきたが、さらに、動物医薬品検査所での審査は製薬メーカーが行う製造工程全体に渡る記録等を要約した書類について審査する制度に移行し、検定の合理化を図った。この合理化により検定期間が短縮され、診療等の現場への迅速な動物用ワクチンの供給につながっている。

③個々の家畜伝染病の防疫への貢献

●感染試験による豚熱ワクチンの有効性の確認

豚熱に対する防疫についてはこれまでの発生を踏まえ、2019年10月から地域単位でのワクチン接種を開始している。このワクチン接種による疾病コントロールの行政判断に至った科学的根拠は、動物医薬品検査所が発生農場から分離された野外株を用いた豚への感染試験により既存の豚熱生ワクチンの有効性を明らかにしたことによるものである。

さらに、動物医薬品検査所ではワクチン株と野外株の感染抗体の識別（DIVA）が可能なマーカーワクチンの有用性を確認するため、豚への感染試験により同ワクチンの安全性、有効性及びワクチン抗体識別能について検証した。その結果、同ワクチンの豚への安全性及び野外株に対する有効性を確認したが、個体レベルでのワクチン接種豚と野外株感染豚の識別は困難であることを明らかにした。

●牛結核精製ツベルクリンの迅速承認

牛結核の清浄性確認サーベイランスには従来濃縮ツベルクリンを使用していたが、OIEが推奨する精製ツベルクリンを使用する方針となったため、動物医薬品検査所では同製剤の承認審査を迅速に行い、牛結核の的確なサーベイランスを支援した。

●高病原性鳥インフルエンザの診断キットの有用性の確認

高病原性鳥インフルエンザの防疫を適切に行うためには適時的確な同病の摘発が欠かせない。このため、動物医薬品検査所ではインフルエンザに変異が起こる可能性に鑑み、シーズンごとの野外流行株を用いて高病原性鳥インフルエンザ診断キットの有用性の確認に着手し、本病の防疫を下支えしている。

4 動物検疫所・動物医薬品検査所の家畜防疫への関与に係る今後の展望

農林水産省における家畜衛生の実働機関である動物検疫所及び動物医薬品検査所の家畜防疫への貢献が少しは理解いただけたのではないと思う。

海外におけるアフリカ豚熱をはじめとした家畜の伝染性疾病の感染拡大や国内での高病原性鳥インフルエンザの続発などの国内防疫の状況から、水際防疫や防疫資材としての動物用医薬品の供給の重要性はさらに増していくと見込まれる。加えて、現在の畜産の厳しい経営環境を勘案すれば、少なくとも家畜衛生の面で畜産生産者に安心して営農いただける環境を作ることはきわめて重要である。

動物検疫所・動物医薬品検査所が今後さらに変化する諸情勢に対応してその機能を効果的に発揮するためには、畜産生産者や都道府県など家畜防疫に直接かかわる関係者とのコミュニケーションや意思疎通はもちろんであるが、輸入業者・通関業者等の水際防疫にかかわる事業者、製薬メーカー等の動物用医薬品の供給・販売にかかわる事業者などの関係者と日頃から情報交換を密に行い諸情勢を的確に把握することが必要である。また、これら情報交換・意思疎通から得られた知見をもとに両機関がその業務を自ら検証し、「柔軟かつスピード感を持った」対応ができるよう業務の見直しを常に続けることが重要であると考えられる。

動物検疫所・動物医薬品検査所の両実働機関が関係者と手を取り合いながらその機能を十分に発揮し、「チームジャパン」で家畜防疫を推進することにより、輝ける畜産の未来があると信じている。